

官報

号外

平成二十八年十一月二十五日

○第九十二回国衆議院會議録 第十四号

平成二十八年十一月二十五日(金曜日)

議事日程 第十三号

平成二十八年十一月二十五日

午後一時開議

第一 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

日程第一 鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長北村茂男君。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(北村茂男君登壇)

○北村茂男君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、被害防止計画における対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用に関する事項及び鳥獸被害対策実施隊の設置に関する事項の記載、指定管理鳥獸捕獲等事業との連携、対象鳥獸の食品としての

利用等その有効な利用の促進を図るための措置等について定めるとともに、特定鳥獸被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獸の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を五年延長する措置を講じようとするものであります。

本案は、参議院提出に係るもので、去る十八日本委員会に付託されました。委員会におきましては、二十二日、渡辺参議院農林水産委員長から提案理由の説明を聴取した後、直ちに採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時五分休憩

(休憩後は會議を開くに至らなかつた)

出席國務大臣

農林水産大臣 山本 有二君

○議長の報告

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

吉野 正芳君

青山 周平君

農林水産委員

辞任

伊藤信太郎君

笹川 博義君

中川 郁子君

白須賀貴樹君

熊田 裕通君

佐々木 紀君

中村 裕之君

議院運営委員

辞任

渡辺 孝一君

小山 展弘君

宮崎 岳志君

前田 一男君

坂本祐之輔君

初鹿 明博君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

消費者問題に関する特別委員

辞任

井上 貴博君

小林 史明君

田畑 裕明君

前川 恵君

西村智奈美君

高橋ひなこ君

青山 周平君

岩田 和親君

補欠

青山 周平君

吉野 正芳君

補欠

熊田 裕通君

白須賀貴樹君

中村 裕之君

佐々木 紀君

伊藤信太郎君

笹川 博義君

中川 郁子君

補欠

前田 一男君

坂本祐之輔君

初鹿 明博君

渡辺 孝一君

小山 展弘君

宮崎 岳志君

補欠

工藤 彰三君

岩田 和親君

高橋ひなこ君

青山 周平君

鈴木 義弘君

金子万寿夫君

前川 恵君

小林 史明君

金子万寿夫君 田畑 裕明君
工藤 彰三君 井上 貴博君
鈴木 義弘君 西村智奈美君
原子力問題調査特別委員

辞任

補欠

佐々木 紀君 八木 哲也君
白石 徹君 池田 佳隆君
高木 毅君 今野 智博君
津島 淳君 鈴木 憲和君
額賀福志郎君 小松 裕君
宮路 拓馬君 加藤 鮎子君
池田 佳隆君 青山 周平君
加藤 鮎子君 鳩山 二郎君
鈴木 憲和君 池田 道孝君
池田 道孝君 大野敬太郎君
青山 周平君 白石 徹君
大野敬太郎君 津島 淳君
小松 裕君 額賀福志郎君
今野 智博君 高木 毅君
鳩山 二郎君 宮路 拓馬君
八木 哲也君 佐々木 紀君

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

辞任

補欠

今枝宗一郎君 長尾 敬君
金子万寿夫君 八木 哲也君
熊田 裕通君 高橋ひなこ君
三ッ林裕巳君 穴見 陽一君
菊田真紀子君 佐々木隆博君
穴見 陽一君 菅家 一郎君
八木 哲也君 宮路 拓馬君
菅家 一郎君 三ッ林裕巳君
高橋ひなこ君 熊田 裕通君
長尾 敬君 今枝宗一郎君
宮路 拓馬君 金子万寿夫君
佐々木隆博君 菊田真紀子君

沖繩及び北方問題に関する特別委員

辞任

補欠

宮腰 光寛君 古賀 篤君
宮崎 政久君 中谷 真一君
山口 泰明君 池田 道孝君
下地 幹郎君 吉田 豊史君
池田 道孝君 山口 泰明君
古賀 篤君 宮腰 光寛君
中谷 真一君 宮崎 政久君
吉田 豊史君 下地 幹郎君
科学技術・イノベーション推進特別委員

辞任

補欠

坂本祐之輔君 今井 雅人君
奥水 恵一君 真山 祐一君
今井 雅人君 坂本祐之輔君
真山 祐一君 奥水 恵一君
（憲法審査会委員辞任及び補欠選任）
一、昨二十四日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法審査会委員

辞任

補欠

池田 佳隆君 青山 周平君
衛藤征士郎君 大西 英男君
鬼木 誠君 小松 裕君
田畑 裕明君 瀬戸 隆一君
保岡 興治君 古川 康君
小松 裕君 長尾 敬君
瀬戸 隆一君 助田 重義君
古川 康君 八木 哲也君
長尾 敬君 大野敬太郎君
八木 哲也君 池田 佳隆君
青山 周平君 衛藤征士郎君
大西 英男君 保岡 興治君
大野敬太郎君 田畑 裕明君
助田 重義君 鬼木 誠君
高橋ひなこ君

（議案受領）

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案

（議案送付）

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。
民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案（第百九十回国会衆法第四三三号）

（議案撤回申し出）

一、去る二十二日、議員から、次の議案を撤回する旨の申し出があつた。
民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律案（木村弥生君外三名提出、第百九十回国会衆法第五三三号）
特別養子縁組の促進等のための児童の養子縁組に関する法律案（田嶋要君外四名提出、第百九十回国会衆法第五六号）

（質問書提出）

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
民法第七百七十条のいわゆる「精神病離婚」に関する質問主意書（奥野総一郎君提出）
東日本大震災の被災者の住宅二重ローンに関する質問主意書（古川元久君提出）
南スーダンの現地情勢と自衛隊の駆けつけ警護の任務遂行に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

一、昨二十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
円借款における延滞債権に関する質問主意書（逢坂誠二君提出）

諫早湾干拓開門問題に係る間接強制金の支払いに関する質問主意書（大串博志君提出）
薬剤師の配置基準に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）
日印原子力協定に関する質問主意書（緒方林太郎君提出）

沖繩県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する第三回質問主意書（仲里利信君提出）
コムソモリスク検体用日本人遺骨焼失事件に関する質問主意書（初鹿明博君提出）

（答弁書受領）

一、去る二十二日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員逢坂誠二君提出ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員逢坂誠二君提出インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問に対する答弁書

衆議院議員本村賢太郎君提出特定個人情報保護評価の運用状況に関する質問に対する答弁書
衆議院議員本村賢太郎君提出マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員仲里利信君提出名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主たる業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員仲里利信君提出名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主たる業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問に対する答弁書

平成二十八年十一月十一日提出
質 問 第 一 三 五 号

ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問主意書

過日の米国大統領選挙の結果、次期米国大統領にドナルド・トランプ氏が就任することになった。安倍総理は九月の訪米時、ドナルド・トランプ氏の対抗馬である民主党のヒラリー・クリントン氏と面談したが、共和党の大統領候補であるドナルド・トランプ氏との面談は行っていない。

米国大統領選挙の投票日に一週間もない十一月四日、共同通信は、「安倍晋三首相が来年二月後半にも訪米し、日米首脳会談を行う案が日本政府内で検討されていることが三日、分かった。日本側は早期に首脳会談を開催したい意向をクリントン陣営関係者らに内々に伝えている」と報じている。

これら事実から、政府は、ヒラリー・クリントン氏が次期米国大統領であると強く推測していたと思われるが、日本外交の基本方針としては疑義があるので、以下質問する。

一 安倍総理が、九月の訪米時にドナルド・トランプ氏とは面談せず、ヒラリー・クリントン氏とだけ面談した理由は何か。政府の見解を示されたい。

二 九月の安倍総理の訪米時、ドナルド・トランプ氏と面談することを意図し、政府はトランプ陣営への働きかけを行った事実はあるか。政府の見解を示されたい。

三 政府は、ヒラリー・クリントン氏の当選が濃厚だとの見通しを持っていたのか。見解を示されたい。

四 政府は、ヒラリー・クリントン氏の当選が濃厚だとの見通しを持っていなかったのだとすれば、なぜ首相の九月の訪米時に、ヒラリー・クリントン氏とだけ面談したのか。政府の見解を示されたい。

五 次期米国大統領にはドナルド・トランプ氏が就任するが、この間のヒラリー・クリントン氏だけを重視した日本外交は誤った見通しに基づいていたのではないか。政府の見解を示されたい。

六 米国大統領選挙の結果が出るまでは、ヒラリー・クリントン氏だけを重視する結果となったことは、情報収集と分析能力に課題があると思われる。米国における在外公館の情報収集活動や分析、さらには日本外交の前提となる政府内での情報収集や分析能力には課題があるのではないか。政府の見解を示されたい。

七 米ソ冷戦期および冷戦終結後という時代のレーガン政権からG・H・W・ブッシュ政権の終わった一九九三年以後、米国では二大政党による政権交代が繰り返され、民主党あるいは共和党の政権が連続して三期以上続いたことはないと承知している。その事実を踏まえれば、民主党のオバマ政権の次には共和党政権が誕生する可能性は低いということは容易に推測できる。日米外交に携わる専門家であれば、当然踏まえておくべき認識であろう。それにもかかわらず、オバマ政権の次にヒラリー・クリントン政権が誕生すると推測し、ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の基本姿勢には、基本的な問題意識の欠如があるのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一三五号

平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国 務 大 臣
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出ヒラリー・クリントン候補重視の日本外交の問題意識に関する質問に対する答弁書

一及び四について

平成二十八年九月十九日(現地時間)に行われた、ヒラリー・クリントン前米国国務長官による安倍内閣総理大臣への表敬は、同前米国国務長官側の発意を受け、調整し、実現したものである。ドナルド・トランプ氏からは安倍内閣総理大臣への表敬に関する提案はなされなかったため、同氏の表敬は実施されなかったところである。

二及び三について

御指摘のような事実はない。

五から七までについて

政府としては、ドナルド・トランプ陣営及びヒラリー・クリントン陣営双方との関係を早い時期から構築してきたところであり、「ヒラリー・クリントン氏だけを重視した」との事実及び「オバマ政権の次にヒラリー・クリントン政権が誕生すると推測した」との事実はなく、「情報収集や分析能力には課題がある」と及び「日本外交の基本姿勢には、基本的な問題意識の欠如がある」といった御指摘は当たらない。

平成二十八年十一月十一日提出
質 問 第 一 三 六 号

法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

法務省の任務における人権の範囲に関する再質問主意書

先般提出した「法務省の任務における人権の範囲に関する質問主意書(質問第一〇五号)」に対する答弁書(内閣衆質一九二第一〇五号。以下「答弁書」という。)の内容に疑義があるため、改めて以下のとおり質問する。

一 答弁書では、「お尋ねの『主権者である国民が政治に参加する権利や参政権』の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが」と示されているが、それでは、政府の考える「政治に参加する権利」「参政権」の定義はどのようなものか。その定義を示されたい。

二 参政権とは、「基本的な人権の一つで、具体的には、選挙権、被選挙権、公務員になる権利、公務員を罷免する権利などがこれに属するが、選挙権がその代表的なもの」(「法律用語辞典第五版」、有斐閣)、「政治に参加する権利である。それは、国家の存在を前提にした権利で・・・参政権の典型的なものは、選挙権及び被選挙権である」(「新版体系憲法事典」、青林書院)、「国民が主権者として、直接または代表者を通じて国の政治に参加する権利。参政権には、選挙権、被選挙権、国民投票権などがある」(「憲法辞典」、三省堂)であると承知している。このようなものである参政権は、法務省設置法第三条第一項という「法務省の任務」の中の「国民の権利」に含まれるのか。政府の見解を示されたい。

三 右の間で例示した「参政権」は、法務省設置法第三条第一項という「法務省は、基本法制の維

持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする」と規定される「任務」の中に含まれるのか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一三六号

平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出法務省の任務における人権の範囲に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「政治に参加する権利」や「参政権」という言葉は様々な文脈で用いられており、それらの定義について一概にお答えすることは困難であるが、参政権とは、一般に、選挙権、被選挙権等を意味するものとされていると承知している。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難であるが、法務省の任務について規定する法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第三条第一項の「国民の権利」については、先の答弁書（平成二十八年十一月十一日内閣衆質一九二第一〇五号）一及び二についてでお答えしたとおりである。

平成二十八年十一月十四日提出
質 問 第一三三七号

インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問主意書

平成二十八年十一月十一日、安倍総理は、訪日中のインドのモディ首相と日印首脳会談を行い、日印原子力協定の署名が行われた。

安倍総理は、「本日、日印原子力協定の署名は、大変喜ばしい。今後原子力協力を進めていく上で、核実験の一方的かつ自発的なモラトリアムに関するインドのコミットメントが前提であり、これが維持されていることを評価する。」「核兵器のない世界」の実現という目標は既にインドと共有しており、軍縮・不拡散の分野での協力を深めていきたい。」「日本はNPTの普遍化」を重視していると表明した。

また、「仮に、インドが核実験を行った場合には、我が国は、協定の規定に基づき、協定の終了につき書面による通告をインドに対して行い、その上で、本協定上の協力を停止することになります」と外務省は発表しているが、これらについて疑義があるので、以下質問する。

一 インドが核実験を行った場合、協定上の協力が正式に終了するのは、「書面による通告」の日から一年後であるのか。政府の見解を示されたい。

二 この場合の「協定上の協力の停止」とは、協力の終了前の協力にもその停止の効力が及ぶと理解しているが、政府の見解を示されたい。

三 協力の停止をした際に、日本からインドに供給した資機材を日本に返還することも想定されるが、その返還の作業はインドが行うのか、またその費用は、インドが負担することになるのか、政府の見解を示されたい。

か、政府の見解を示されたい。

四 協力の停止後に、日本に返還されるべき資機材のうち、放射能汚染がある資機材の輸送と保管は、日本の責任において、日本の経費負担で行うのか、政府の見解を示されたい。

五 協力の停止後に、返還すべきブルトニウムが存在する場合、その輸送と保管は、日本の責任において、日本の経費負担で行うのか、政府の見解を示されたい。

六 安倍総理が、「核兵器のない世界」の実現という目標は既にインドと共有しており、軍縮・不拡散の分野での協力を深めていきたい。」「日本はNPTの普遍化」と表明するのであれば、インドが核実験の一方的かつ自発的なモラトリアムを破った場合、日印原子力協力の期間中に日本から提供した原子力関連の資機材を日本に引き上げたり、その資機材の使用を停止したりするなどの実効性のある取り決めを行うべきではないか。政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九二第一三七号

平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出インドが核実験を行った場合の日印原子力協定の扱いに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「協定上の協力が正式に終了する」との意味するところが明らかではないが、原子力の

平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）第十四条一は、各締約国政府は、「他の締約国政府に対して一年前に書面による通告を行うことによりこの協定を終了させる権利を有し、及びこの協定は、当該書面による通告の日から一年で終了する」と規定している。

二について

お尋ねの「協力の終了前の協力」の意味するところが明らかではないが、協定第十四条二は、協定の終了を求める締約国政府は、終了の前においても「協定の下でのその後の協力の全部又は一部を停止する権利を有する」と規定している。

三から五までについて

お尋ねの「返還」のための方法、手続等については、協定第十四条六は、「両締約国政府は、当該返還のための方法及び手続、返還されることとなる品目の数量並びに返還を要求する権利を行使する締約国政府が支払うべき補償の額について合意する」と規定しており、協定の両締約国政府は、個別具体的な事案ごとに合意することとなっているところ、一概にお答えすることは困難である。

六について

インドが核実験を行った場合に我が国が協定の終了、協力の停止及び資機材等の返還の要求に関する協定上の権利を有することは、十分に確保されている。

平成二十八年十一月十四日提出
質 問 第一三八号

特定個人情報保護評価の運用状況に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

特定個人情報保護評価の運用状況に関する
質問主意書

行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律（「本法」という。）に基
づき、国民一人一人に個人番号（「マイナンバー」
という。）が付与されている。

マイナンバー制度は、税負担の公平化、社会保
障給付の適正化等を目的としており、主に税、社
会保障の分野に導入されている。

マイナンバー制度の導入により、各種手続が便
利になるものの、制度に対する懸念（国家による
個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・
突合、財産その他の被害等）にどのように対応す
るかが課題となる。

そこで、行政機関等が特定個人情報ファイル
をシステム上で保有しようとする場合、個人のプ
ライバシー等の権利利益に与える影響を予測した
上で、特定個人情報の漏えい等の事態を発生させ
るリスクを分析し、このリスクを軽減するための適
切な措置を講ずる仕組みを設けている。

すなわち、「特定個人情報保護評価」であり、
「個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然
防止」と「国民・住民の信頼の確保の実現を図る
ものである。

他方、平成二十七年五月、日本年金機構の業
務用端末が不正アクセスされ、約百二十五万件の個
人情報流出の事案が発生した（「本不正アクセス事
案」という。）。対象者は約百一万人で、基礎年金
番号、氏名、生年月日、住所などの個人情報が出
した。この事案は直ちに調査が行われ、平成二
十七年八月二十日、日本年金機構の不正アクセス
による情報流出事案に関する調査委員会は、「不正
アクセスによる情報流出事案に関する調査結果
報告について」（「本報告書」という。）を公表して
いる。

本報告書では、「今後、関係機関と協力し、更

なる調査を進めるとともに、この度の事案を重く
受け止め、情報セキュリティ対策の一層の強化に
取り組んでまいります。また、原因調査、再発防
止等のための委員会を設置します」との見解が示
されているが、この教訓がどのように「特定個人
情報保護評価」に反映されているのか、明らかに
はないので、以下質問する。

一 本不正アクセス事案を踏まえて、特定個人情
報保護評価はどのような見直しが必要とされて
いるのか。政府の見解を示されたい。

二 本不正アクセス事案以外の様々なセキュリ
ティ事故を踏まえて、特定個人情報保護評価は
適時適切に見直しが行われているのか。政府の
見解を示されたい。

三 日本年金機構以外の組織でも、同様な不正ア
クセス事案が発生しないように、個人情報保護
評価の基準を見直す必要があるのではないかと
政府の見解を示されたい。

四 不正アクセス等のセキュリティ事故が発生し
た事業主体等に対する安全管理措置の再確認は
誰が行うこととなっているのか。また、政府は
その証拠をどのように把握しているのか。政府
の見解を示されたい。

五 特定個人情報安全管理措置に関して、地方
公共団体、広域連合、民間企業等のマイナン
バーを取り扱う者の中でどのように徹底されて
いるのか。また、これらの者の安全管理措置の
実施状況について、政府はどのように把握して
いるのか。政府の把握状況を具体的に示され
たい。

六 特定個人情報安全管理措置に関して、地方
公共団体、広域連合、民間企業等のマイナン
バーを取り扱う者の実施状況の十分な把握に
至っていないのであれば、本法の施行に係る努
力を怠っているのではないかと。またどのような課
題が残されているのか。政府の見解を示され
たい。

七 特定個人情報保護は国と地方公共団体（広域連合
含む）で相互に利用しているものであり、国と
地方公共団体が一体となり、セキュリティ確保
のための基盤を構築すべきである。行政サービ
スに関して、地方自治の原則が尊重されるとし
ても、共通的な基盤については、国が一括整備
することも検討すべきではないか。政府の見解
を示されたい。

八 マイナンバー制度は、新たな社会基盤として
政府が整備すべきものであるが、その具体的な
責任者は誰か。組織縦割り、実質的には統制
が取れていないとの懸念がある。政府の見解を
示されたい。

九 情報システムの導入について、政府は社会基
盤として統制が取れているとの認識を有してい
るとすれば、その効果と証拠について明示され
たい。

十 政府のマイナンバーに関する広報において
は、例えば、「国の行政機関や地方公共団体な
どにおいて、マイナンバーは、社会保障、税、
災害対策の分野で利用されることとなります」
との方針が示されている。今次の平成二十八年
熊本地震において、政府はどのようなマイナン
バーの利用を行っているのか、あるいは行おう
としているのか。これらにはどのような効果が
見込まれるのか。政府の取り組みを具体的に示
されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第二三八号
平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員本村賢太郎君提出特定個人情報保護
評価の運用状況に関する質問に対し、別紙答弁
書を送付する。

（別紙）

衆議院議員本村賢太郎君提出特定個人情報保
護評価の運用状況に関する質問に対する
答弁書

一及び二について

行政手続における特定の個人を識別するため
の番号の利用等に関する法律（平成二十五年法
律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第
二十七条において、行政機関の長等（番号利用法
第二条第十四項に規定する行政機関の長等をい
う。以下同じ。）は、特定個人情報ファイル（番
号利用法第二条第九項に規定する特定個人情報
ファイルという。以下同じ。）を保有しようとし
るときは特定個人情報保護評価を実施すること
とされている。また、特定個人情報保護評価指
針（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示
第四号。以下「指針」という。）において、特定個
人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特
定個人情報という。以下同じ。）に関する重大事
故の発生に伴い、行政機関の長等がリスクの分
析及びリスクを軽減する措置（以下「リスク対策
等」という。）を見直す場合等においては、特定
個人情報ファイルについて重要な変更（番号利
用法第二十七条第一項に規定する重要な変更を
いう。以下同じ。）を加えようとするときに該当
し、特定個人情報保護評価を再実施することと
されている。一方、評価書（番号利用法第二十
七条第一項に規定する評価書という。以下同
じ。）の修正については、特定個人情報保護評価
に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護
委員会規則第一号。以下「規則」という。）第十
四条において、行政機関の長等が重大事故を
発生させた場合その他当該評価書に記載した事項
に変更があった場合（重要な変更）に該当する場
合を除く。）は、速やかに当該評価書を修正する
旨、規定されている。政府としては、行政機関
の長等は、それぞれの実態に照らし、適切に特

定個人情報保護評価の実施又は修正を行うものと認識している。

厚生労働大臣は、日本年金機構における個人情報利用事務(番号利用法第二条第十項に規定する個人情報利用事務をいう。以下同じ。)の開始に向け、平成二十七年三月に特定個人情報保護評価を実施したところである。同年五月には、同機構において不正アクセスによる情報流出事案が発生したが、同機構は、当該情報流出事案を受けて「業務改善計画」を取りまとめ、年金個人情報保護の適切な保護及び管理を確保するための組織面、技術面並びに業務運営面での情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいるところである。同大臣は、同機構において、当該取組により、実質的に当該特定個人情報保護評価における個人情報利用事務の開始に向けたリスク対策等を確実に実行できる体制が整備されたことから、当該特定個人情報保護評価について、その再実施を行う必要はないと判断したものである。

一方で、同大臣は、同機構が情報提供ネットワークシステムを利用した情報照会及び情報提供(番号利用法第十九条第七号の規定に基づく特定個人情報提供の求め及び提供をいう。)等を開始することに向けたリスク対策等について、特定個人情報保護評価の再実施及び規則第十四条に基づく当該情報流出事案についての評価書の修正を速やかに行う予定である。当該再実施においては、同機構における情報セキュリティ対策の強化の取組の内容についても、適切に反映する予定である。今後とも、引き続き、番号利用法等に基づき、個人情報(番号利用法第二条第五項に規定する個人情報番号をいう。以下同じ。)の適切な利用に努めてまいりたい。

三について
不正アクセス防止対策を含め、特定個人情報保護の漏えい等を防止するための措置については、

指針において、評価書の記載事項として、特定個人情報を入力する際の漏えい又は紛失に係る「リスクに対する措置の内容や、特定個人情報保護の漏えい、滅失又は毀損するリスクに対する「技術的対策等、リスク対策等に係る項目が定められている。

当該項目は、事故発生の有無にかかわらず、リスク対策等の検討の際に用いられる項目となつており、日本年金機構において発生した不正アクセスによる情報流出事案等を踏まえて行政機関の長等が特定個人情報保護評価を見直す際においても、引き続き適切な項目であると考えており、指針の見直しを行うことは考えていない。

四から六までについて

お尋ねの「不正アクセス等のセキュリティ事故が発生した事業主体等に対する安全管理措置の再確認は誰が行うこととなつていくのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、番号利用法第十二条の規定に基づき、個人情報利用事務等実施者(同条に規定する個人情報番号利用事務等実施者をいう。以下同じ。)は、個人情報の適切な管理のために必要な措置(以下「安全管理措置」という。)を講じなければならないとされている。また、漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会(平成二十七年十二月三十一日以前は特定個人情報保護委員会。以下「委員会」という。)は、番号利用法第二十八条の四等の規定に基づき、個人情報利用事務等実施者等から、漏えい等が発生した原因、安全管理措置を含む再発防止策等についての報告を受けているところであり、平成二十七年度は八十三件、平成二十八年四月から九月までの間は六十六件が報告されているところである。また、委員会は、個人情報利用事務等実施者への立入検査や、苦情あつせん相談窓口を通じた情報の収集等により、安全管理措置の実施状況を含む特

定個人情報の取扱いに関する実態を把握しており、これらを踏まえ、必要に応じて指導等を行っているところである。

また、委員会は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)(平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号)を策定及び公表しているほか、特定個人情報の適正な取扱いについて、平成二十七年及び平成二十八年四月から九月までの間において、経済団体、地方公共団体等が主催する説明会等(以下「説明会等」という。)に講師の派遣を行っており、説明会等の参加者は合計約五万九千人である。さらに、特定個人情報の適正な取扱いについての分かりやすい資料、参考となる事例等を委員会のホームページに掲載している。

引き続き、委員会がこのような取組を行って、安全管理措置の実施状況を含む特定個人情報の取扱いについての実態の把握並びに特定個人情報の適正な取扱いについての周知及び指導等を行うことを通じて、政府として、特定個人情報の漏えい等の発生の防止が行われるよう取り組んでまいりたい。

七から九までについて
お尋ねの「共通的な基盤」、「具体的な責任者」及び「情報システムの導入」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

十について
災害対策に関する個人情報番号の利用については、番号利用法第九条の規定において、災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)による救助又は扶助金の支給に関する事務、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被

災者台帳の作成に関する事務及び被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務が掲げられており、地方公共団体がこれらの事務に関し個人情報番号を利用することにより、行政事務の効率化や国民の利便性向上等の効果が期待される場所である。

政府としては、地方公共団体の状況を見ながら、平成二十八年熊本地震におけるこれらの事務について、個人情報番号の利用を促してまいりたい。

平成二十八年十一月十四日提出
質問 第一三九号

マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問主意書

提出者 本村賢太郎

マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問主意書

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(「本法」という。)に基づき、国民一人一人に個人番号(「マイナンバー」という。)が付与されている。

平成二十八年五月二十四日の閣議で、政府は国民による個人情報保護制度の運用を監視する第三者機関である個人情報保護委員会(「委員会」という。)による国会への年次報告を決定している。

この報告の中で、マイナンバー制度が開始した平成二十七年十月五日から平成二十八年三月末までに、マイナンバー情報の漏えいや誤廃棄などが地方自治体と民間で計八十三件あったことが報じられている。

この報告後も、マイナンバーが漏えい、紛失したという報道が続いており、マイナンバー制度の運用に関して、懸念を持たざるを得ない。
本法では、マイナンバーの漏えい等に関して罰

則規定が設けられている。この罰則規定は、いわゆる両罰規定という厳しいものであるが、どのように運用されていくのかが明らかではない。

一 政府広報オンラインでは、「マイナンバーは、一生使うものです。番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、一生変更されませんので、大切にしてください」と広報されている。しかしながら、マイナンバーが漏えい、誤廃棄、紛失する事案が多数発生することには懸念を持たざるを得ない。このような事案が発生することについて、政府はどのような認識を持っているのか。政府の見解を示されたい。

二 政府は、マイナンバーに係る事故、障害、漏えい事案について、政府の把握状況を具体的に示されたい。

三 委員会は、本法第六章の「特定個人情報情報の取扱いに関する監督等」で、指導、助言、勧告、命令等を行うものと規定されているが、その監督等の権限が具体的にどこまで及びぶのかは明らかでない。委員会の権限は具体的にどのようなものなのか。政府の見解を示されたい。

四 マイナンバーの漏えい、誤廃棄、紛失する事案が多数発生していることを勘案すれば、委員会は十分に機能していないのではないのか。政府の見解を示されたい。

五 現在、マイナンバーの漏えい事故に対して罰則の適用がなされていないが、どのような理由からか。政府の見解を示されたい。

六 本法における罰則を適用する場合、誰がどのように審査し、罰則を適用するのか。政府の見解を示されたい。

七 本法では、どのような理由から両罰規定が採用されているのか。政府の見解を示されたい。

八 本法の運用に関して、国の行政機関においてマイナンバーの漏えいが発生し、罰則が適用される場合、当該機関の主務大臣の責任が問われることがあるのか。政府の見解を示されたい。

平成二十八年十一月二十五日 衆議院会議録第十四号 議長の報告

九 本法の運用に関して、地方公共団体においてマイナンバーの漏えいが発生し、罰則が適用される場合、当該地方公共団体の長の責任が問われることがあるのか。政府の見解を示されたい。

十 国の行政機関の主務大臣あるいは地方公共団体の長に対して、罰則が適用されないのであれば、本法の罰則規定は実効性を持たないのではないのか。政府の見解を示されたい。

十一 地方公共団体や本法第十条でいう「個人番号利用事務又は個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者は、当該個人番号利用事務等の委託をした者の許諾を得た場合に限り、その全部又は一部の再委託をすることができ」とされた企業等に対して、本法第十一条で「特定個人情報情報の安全管理が図られることを求めているが、マイナンバーそのものが漏えいしても、具体的な「氏名、住所、生年月日、性別」等の個人情報が必要しも漏えいするわけではなく、技術的に安全であることと相反しているのではないのか。これらは過剰なコストを求めるものではないのか。政府の見解を示されたい。

十二 マイナンバーそのものが漏えいしても、技術的に安全であるとすれば、本法にかかる罰則規定は過剰ではないのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九二第一三九号
平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
国務大臣 大島 理森殿
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員本村賢太郎君提出マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員本村賢太郎君提出マイナンバー制度における罰則規定の運用に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

政府としては、御指摘の「マイナンバーの漏えい、誤廃棄、紛失する事案」については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）に基づく特定個人情報（番号利用法第二条第八項に規定する特定個人情報）をいう。以下同じ。）の適正な取扱いに係る個人番号利用事務等実施者（番号利用法第十二条に規定する個人番号利用事務等実施者をいう。以下同じ。）等の理解や認識が十分であること等から発生するものであると認識している。

このため、個人情報保護委員会（平成二十七年十二月三十一日以前は特定個人情報保護委員会。以下「委員会」という。）は、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第五号）及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成二十六年特定個人情報保護委員会告示第六号）を策定及び公表しているほか、特定個人情報の適正な取扱いについて、平成二十七年及び平成二十八年四月から九月までの間に、経済団体、地方公共団体等が主催する説明会等（以下「説明会等」という。）に講師の派遣を行っており、説明会等の回数は合計三百八十六回であり、説明会等の参加者は合計約五万九千人である。さらに、特定個人情報の適正な取扱いについての分かりやすい資料、参考となる事例等を委員会のホームページに掲載することにより、特定個人情報の適正な取扱いについての周知を図っているところである。

また、お尋ねの「マイナンバーに係る事故、障害」の意味するところが明らかでないが、委員会は、特定個人情報の漏えい等が発生した場合、番号利用法第二十八条の四等の規定に基づき、個人番号利用事務等実施者等から、漏えい等が発生した原因、その再発防止策等についての報告を受けているところであり、平成二十七年度は八十三件、平成二十八年四月から九月までの間は六十六件が報告されているところである。漏えい等の原因については、これらの報告等によれば、窓口における個人番号（番号利用法第二条第五項に規定する個人番号）をいう。以下同じ。）が記載された書類の誤交付等、個人番号を取り扱う者の事務処理の誤りが大半であると承知している。さらに、委員会は、個人番号利用事務等実施者への立入検査や、苦情あつせん相談窓口を通じた情報の収集等により、特定個人情報の取扱いに関する実態を把握しており、これらを踏まえ、必要に応じて指導等を行っているところである。以上のとおり、委員会はその責務を適切に果たしているものと認識している。引き続き、委員会がこのような取組を行って、特定個人情報の取扱いについての実態の把握並びに特定個人情報の適正な取扱いについての周知及び指導等を行うことを通じて、政府として、特定個人情報の漏えい等の発生を防止が行われるよう取り組んでまいりたい。

三、五及び六について

お尋ねの「監督等の権限が具体的にどこまで及びぶのか」、「委員会の権限は具体的にどのようなものなのか」、「罰則の適用がなされていないが、どのような理由からか」及び「誰がどのように審査し、罰則を適用するのか」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

七から十までについて
お尋ねの「主務大臣の責任が問われること」、

「地方公共団体の長の責任が問われること」、
「主務大臣あるいは地方公共団体の長に対し
て、罰則が適用されない」及び「本法の罰則規定
は実効性を持たない」の意味するところが明ら
かでないが、番号利用法第六十条第一項の規定
は、同項に規定する違反行為が法人又は人の業
務に關して行われた場合においては、その行為
者を処罰するだけでは不十分である場合がある
ことから設けられたものである。

十一及び十二について

個人番号は、住民票コードを交換して得られ
る番号であつて、その内容に御指摘の「氏名、
住所、生年月日、性別（以下「氏名等」という。）
を含むものではないが、個人番号と当該個人番
号の指定を受けた者の氏名等が併せて漏えい
し、違法に利用された場合等においては、個人
の権利利益が害されるおそれがあることから、
個人番号を含む個人情報保護を図るため、番
号利用法第十一条、第六十条等の規定が設けら
れているものであり、これらの規定を設けるこ
とにつき、「技術的に安全であることと相反し
ているのではないか」、「過剰なコストを求め
るものではないか」及び「本法のかかる罰則規定は
過剰ではないのか」との御指摘は当たらないも
のと考えている。

平成二十八年十一月十四日提出
質問 第一四〇号

名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主
たる業務とする一般社団法人と政府が締結し
た建物賃貸借契約に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを
主たる業務とする一般社団法人と政府が締
結した建物賃貸借契約に関する質問主意書
本職は、平成二十八年八月一日付の質問主意書

で名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主た
る業務とする一般社団法人の設立目的や「あつせ
んを主たる業務」とすることの適正性、政府から
の資金の有無、建設への懐柔などについて質問し
たところ、政府は八月八日付の答弁書で「答えを
差し控える」とか、「意味するところが明らかでな
いため、お答えすることは困難である」などとい
う木で鼻を括った答弁を行った。その後、沖縄防
衛局の名護防衛事務所の新設移転先について、
沖縄県内の地元紙は「前述の一般社団法人が区か
ら区有地を借りて新事務所建設を発注し、防衛局
が建物や土地の賃借料を支払う形で契約を進め
たことや、「沖縄防衛局が一般社団法人と賃貸借
契約を結び、月額百八十万円を支払うことなど
を報道したが、その賃貸借に關して新たな疑惑が
生じている。

そこでお尋ねする。

一 沖縄防衛局の名護防衛事務所は名護市宇野
古内に事務所を移転したとのことであるが、事
務所移転の理由と目的、移転前の事務所の賃借
料や敷金、礼金、その他支払った経費、旧事務
所面積について政府の承知するところを明らか
にされたい。

二 平成二十八年七月十五日に沖縄防衛局長は、
一般社団法人辺野古CSS代表理事との間で、
名護市宇野古一〇七番一四五の鉄筋コンク
リート造地上二階建事務所棟及び車庫棟の賃貸
借契約を交わしている。その賃借料を契約書で
確認したところ、月額で百八十万円（消費税及
び地方消費税を含む）となつてゐる。本職は、
この賃貸借料は名護市辺野古地域では極めて高
額であると考えている。そこで月額百八十万円とい
う賃借料について名護市内の近傍類似の施設や
県都那覇市の類似施設の賃借料と比較した場
合、高いのか安いのか、どのような状態である
かについて政府の承知するところを明らかにし
た上で、賃借料が適正であるかについて政府の

見解を答えられたい。

三 沖縄防衛局は、一般社団法人辺野古CSSに
對して毎月の賃借料を支払つてゐるが、契約に
際して敷金や礼金、手付金、保証金など賃借料
以外の他の支払いを行ったのか、その額は幾ら
かについて政府の承知するところを明らかにし
た上で、それらの額が名護市の近傍類似の施設
の賃借料と比較して適正であるかについて政府
の見解を答えられたい。

四 本職が去る八月二十二日に法務局で当該物件
の登記簿を確認したところ、建物棟及び車庫棟
の所有者は宜野座村に本店を構える株式会社A
社で、土地の所有者は名護市辺野古に住む三名
の個人であることが判明している。一般社団法
人辺野古CSS及びその代表理事等は当該物件
に關して何ら法的権利を有していないことが明
らかであるが、なぜ政府は法的に全くの無権利
者である一般社団法人辺野古CSS及びその代
表理事と建物の賃貸借契約を交わしたのか。

五 政府が民間の建物や土地を借りて賃貸借契約
を締結する際には、まず権利者を特定・確認す
るため登記簿を取り寄せるなど、いわゆる政府
の内部に対する訓令的性質を持つ手続き規定と
しての会計諸法令に基づく所要の手続きを必ず
行つてゐるか。

六 質問五に關連して、今回の賃貸借契約の場合
に国の会計諸法令及び借地借家法上どのような
手続きや確認を行ったのか。

七 一般社団法人辺野古CSS及びその代表理事
は当該物件の賃貸借契約書で定める「賃借人」と
してどのような法的権限を有する者と位置付け
たのか。

八 当該建物の所有権保存登記は平成二十八年六
月二十四日付であり、建物棟及び車庫棟の完成
は登記簿上では同年の六月十一日である。一
方、沖縄防衛局の名護防衛事務所の移転（入居
年月日は同年の七月二十五日である。建物の完

成から入居までの期間が僅か一か月に満たない
わけであるが、移転（入居）準備や賃貸借契約の
事務手続きに要する期間を考えた場合、常識で
は到底考えられない短期間でもって移転（入居）
が進んだことになる。よつて、当該物件の建設
がいつから着工され、何時完成し、入居が可能
となつたのは何時か、そしてそのような一連の
日時を沖縄防衛局は何時から把握しているのか
等の時系列的な推移について政府の承知するこ
ろを明らかにされたい。

九 法人は、民法第三十四条で「定款その他の基
本約款で定められた目的の範囲内において、権
利を有し、義務を負ふ」とされ、また一般社団
法人は、一般社団法人及び一般財団法人に關す
る法律第十一条第一項第一号で「目的は定款の
絶対的記載事項（一般社団法人の定款に必ず記
載しなければならない）」とされている。ところ
で一般社団法人辺野古CSSの登記簿謄本を見
ると、平成二十六年六月十六日現在で「不動産
の賃貸借を営める目的が登記されてゐない。
なぜ登記されてゐない「不動産の賃貸」という営
利事業を法令に反して営むことが出来るのか政
府の見解を答えられたい。

十 質問九に關連して、政府は、一般社団法人辺
野古CSSが法令に反して不動産の賃貸業を営
むことになることを承知の上で、賃借人として
契約を締結したのか。

十一 政府は、一般社団法人辺野古CSSが建物
棟及び車庫棟の所有者である株式会社A社との
間で借地借家法上の借家権設定契約が結ばれて
いることや、第三者に対する何らかの対抗力を
有していることなどの法的な確認を行つたの
か。

十二 政府が一般社団法人辺野古CSSとの間で
締結した建物の賃貸借契約は法的に有効か。

十三 質問十一及び十二に關連して、政府が一般
社団法人辺野古CSSとの間で締結した建物の

賃貸借契約は第三者に対抗することが出来るのか。
 十四 質問から十三までに関連して、建物の賃借人である政府は真の権利者である株式会社A社に対して何らかの対抗措置を取ることは可能か。
 右質問する。

内閣衆質一九二第一四〇号
 平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
 国務大臣 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主たる業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出名護市辺野古新基地建設工事のあつせんを主たる業務とする一般社団法人と政府が締結した建物賃貸借契約に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄防衛局名護防衛事務所(以下「名護防衛事務所」という。)については、旧庁舎が狭あいであったことから、キャンプ・シュワブ近傍での移転を検討していたところ、新庁舎に適した建物等について権原を有する御指摘の一般社団法人(以下「契約相手方」という。)と名護防衛事務所賃貸借契約(以下「本件契約」という。)を締結し、現在の庁舎に移転したものである。

また、名護防衛事務所の旧庁舎については、事務所面積は百四十平方メートルであり、賃借料月額十六万二千円(消費税及び地方消費税を含む。)を所有者に支払っていたが、賃借料以外の敷金、礼金等は支払っていない。

二について

本件契約については、契約の対象となる建物

や近傍の土地等の評価額を基に算定した価格の範囲内で行ったものであり、適正なものと考えている。

三について

沖縄防衛局は、本件契約に基づき、契約相手方に対して賃借料を支払っているが、賃借料については、二についてで述べたとおり、適正なものと考えている。また、賃借料以外の敷金、礼金、手付金、保証金等は支払っていない。四から七までについて

国が民間の建物や土地の賃貸借契約を締結する際には、関係法令等に基づき所要の手続を行っている。

本件契約についても、沖縄防衛局において、登記事項証明書により本件契約に係る物件の土地所有者及び建物所有者について確認の上、当該所有者との間で当該物件に係る賃貸借契約を締結している契約相手方と、本件契約を締結したものである。

八について

お尋ねの「完成」、「入居が可能となった」及び「そのような一連の日時を沖縄防衛局は何時から把握しているのか」の意味するところが必ずしも明らかではないが、登記事項証明書により、建物が平成二十八年六月十一日に新築されたことを確認しており、また、本件契約の開始日である平成二十八年七月十五日から沖縄防衛局による使用が可能となったものと承知している。また、建物の着工日については、承知していない。

九から十二までについて

個別の一般社団法人に関するお尋ねについては、お答えを差し控えたいが、本件契約については、沖縄防衛局において、土地所有者、建物所有者及び契約相手方について確認の上、適切に契約がなされたものと認識している。

十三及び十四について

お尋ねについては、どのような状況を想定しているのか必ずしも明らかでないため、一概にお答えすることは困難であるが、本件契約の締結により、名護防衛事務所の庁舎として使用するために必要な権原は得られているものと考えている。

平成二十八年十一月十四日提出
 質問 第一 四 一 号

会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問主意書

会計検査院は、憲法第九十条に規定された機関であり、会計検査院のホームページには「会計検査院は、国会及び裁判所に属せず、内閣からも独立した憲法上の機関として、国や法律で定められた機関の会計を審査し、会計経理が正しく行われるように監督する職責を果たしています」とある。

憲法で規定された独立の機関として、検査対象とのなれ合いや、癒着があつてはならないのは当然である。

そこでお尋ねする。

会計検査院の検査対象への会計検査院からの再就職状況について、これまで把握できる限り何人が再就職しているか。また、そのうち、再就職先を会計検査院時代に所管していた人は何人いるか。また、検査対象の株式会社や独立行政法人へ再就職している場合については、その氏名、会計検査院での最終役職、再就職先の名称、再就職先における地位、再就職日をお示し願いたい。以上を会計検査院に照会の上、その是非について内閣の見解を問う。

これまで会計検査院の実地検査に、検査対象へ再就職した会計検査院OBが立ち会ったことはあったのか、過去さかのぼれるだけさかのぼって事実をお示しいただき、内閣の見解を問う。

さらに府省庁から会計検査院への出向者数と、会計検査院から府省庁への出向者数をそれぞれお示し願いたい。以上の事実を踏まえて、会計検査院は内閣から独立した組織として検査対象とのなれ合いなく検査ができていくのかどうか、安倍内閣の見解を問う。

内閣衆質一九二第一四一号
 平成二十八年十一月二十二日

内閣総理大臣臨時代理 麻生 太郎
 国務大臣 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長妻昭君提出会計検査院からの検査対象法人へのいわゆる天下りに関する質問に対する答弁書

お尋ねの「会計検査院の検査対象への会計検査院からの再就職状況」について、平成十一年八月十六日から平成十七年八月十五日までの間の状況は、先の答弁書(平成十八年四月四日内閣衆質一六四第一八六号。以下「先の答弁書」という。)三についてでお答えしたとおりである。それ以降、平成十七年八月十六日から平成二十年十二月三十一日までの間に退職した課長・企画官相当職以上の会計検査院の職員及び平成二十年十二月三十一日から平成二十八年六月三十日までの間に退職した管理職員であった会計検査院の職員の再就職状況については、それぞれ「公務員制度改革大綱(平成十三年十二月二十五日閣議決定)及び国家公務

員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百六条の二十五の規定等に基づき、既に公表しているところであり、会計検査院が調査した限りでは、これらの職員のうち、会計検査院の検査対象へ再就職した者は三十九人であると承知している。また、会計検査院時代に再就職先の検査を所掌する課に属していた者は、先の答弁書三についてでお答えしたのも含め八人であると承知している。そして、検査対象の株式会社や独立行政法人へ再就職している者の①氏名、②会計検査院での最終官職、③再就職先の名称、④再就職先における地位及び⑤再就職日は、先の答弁書三についてでお答えしたのも含め次のとおりであるものと承知している。なお、③再就職先の名称は公表当時のものである。

- ①漆館日出明 ②事務総長官房審議官 ③独立行政法人国立高等専門学校機構 ④監事 ⑤平成十六年四月一日
- ①白石博之 ②事務総局次長 ③独立行政法人国立病院機構 ④理事 ⑤平成十六年四月一日
- ①田代尚徳 ②第四局農林水産検査第一課農林水産統括検査室長 ③東京地下鉄株式会社 ④調査役 ⑤平成十七年四月十一日
- ①船渡享向 ②第五局長 ③独立行政法人国際協力機構 ④監事 ⑤平成十七年十二月十六日
- ①小川広 ②事務総長官房審議官 ③独立行政法人日本原子力研究開発機構 ④上席参事 ⑤平成十八年四月一日
- ①坂野正治 ②第五局上席調査官(融資機関担当) ③独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ④特命調査役 ⑤平成十八年四月一日
- ①久保田辰昭 ②第四局文部科学検査第二課専門調査官 ③独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ④嘱託 ⑤平成十八年四月一日
- ①石野秀世 ②事務総局次長 ③独立行政法人産業技術総合研究所 ④監事 ⑤平成十九年八月一日
- ①千坂正志 ②第二局長 ③独立行政法人鉄道

- 建設・運輸施設整備支援機構 ④監事 ⑤平成十九年八月一日
- ①朝日良一 ②第三局上席調査官(道路担当)付専門調査官 ③独立行政法人理化学研究所 ④調査役 ⑤平成十九年十二月四日
- ①平山健 ②第二局厚生労働検査第一課厚生労働統括検査室長 ③独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構 ④嘱託 ⑤平成二十年四月一日
- ①矢口俊樹 ②第二局防衛検査第一課統括調査官 ③独立行政法人科学技術振興機構 ④主任調査員 ⑤平成二十一年四月一日
- ①中川文雄 ②第二局監理課長 ③独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 ④技術企画部特命調査役 ⑤平成二十一年七月一日
- ①荒川穂 ②第四局農林水産検査第一課農林水産統括検査室長 ③東京地下鉄株式会社 ④調査役 ⑤平成二十二年九月一日
- ①富田政孝 ②第一局監理官 ③成田国際空港株式会社 ④部付参事 ⑤平成二十四年四月一日
- ①高橋直行 ②第五局監理官 ③独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ④専門調査員 ⑤平成二十五年四月一日
- ①小澤潔 ②第二局厚生労働検査第三課長 ③独立行政法人科学技術振興機構 ④主任調査員 ⑤平成二十六年四月一日
- ①大須賀操 ②第一局司法検査課長 ③国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 ④専門調査員 ⑤平成二十七年十月一日
- ①白鳥省吾 ②事務総長官房上席検定調査官 ③東京地下鉄株式会社 ④調査役 ⑤平成二十七年九月一日
- ①藤寄健一 ②第五局長 ③独立行政法人情報処理推進機構 ④技術本部セキユリティセンター非常勤嘱託 ⑤平成二十八年四月一日
- ①監物幸雄 ②第一局租税検査第二課長 ③成田国際空港株式会社 ④調達部部付参事 ⑤平成二十八年六月一日
- 会計検査院は、会計検査院法(昭和二十二年法

律第七十三号)に定められているように、内閣に対し独立した地位を有する機関として、厳正かつ公正な会計検査を実施することが求められており、会計検査院の職員の再就職については、こうした趣旨を踏まえるとともに、国家公務員法の規定にのっとり行われていると承知している。そして、会計検査院の職員が会計検査の対象である府省庁や団体に再就職している場合においても、会計検査院としては当該府省庁や団体にに対し厳正な会計検査を実施していると承知している。

会計実地検査への会計検査院の元職員による立会いの有無について個別具体的な事例を把握することは困難であるが、平成十八年十二月六日の衆議院決算行政監視委員会における質疑において、会計検査院長から、過去には、会計実地検査の初日に個別の検査に先立ち行われる業務の実施状況等についての概況説明において検査対象団体に再就職した会計検査院の元職員が陪席していたことがあったと聞いている旨の答弁がなされていると承知している。なお、会計検査院によれば、現在は、退職予定者に対する説明会において、退職管理に関する国家公務員法の規定等についてと併せて、検査対象団体に再就職した場合には会計実地検査の立会いを行わないことを周知しているとのことであり、このような立会いは行われていないと承知している。

府省庁から会計検査院への出向者数及び会計検査院から府省庁への出向者数は、平成二十八年十一月十六日現在、それぞれ二十二人と十九人と承知している。会計検査院と各府省庁との間の出向については、広い視野に立つた人材の養成の観点から適切に行われているものであり、問題ないものと考えている。そして、会計検査院は内閣に対し独立した地位を有する機関として当該府省庁に対し厳正な会計検査を実施していると承知している。

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提出案を送付する。

平成二十八年十一月十八日

参議院議長 伊達 忠一
衆議院議長 大島 理森殿

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律

鳥獸による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「及びこれ」を「並びにこれ」に、「特別の措置等」を「対象鳥獸の捕獲等の許可に係る特別、被害防止施策の実施に係る財政上の措置、協議会及び鳥獸被害対策実施隊の設置並びに捕獲等をした対象鳥獸の適正な処理及び食品としての利用等のための措置その他の特別の措置に改める。

第四条第二項中第七号を削り、第八号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の二を第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七 捕獲等をした対象鳥獸の処理(次号に規定する有効な利用に伴うものを除く。第十条において同じ。)に関する事項

八 捕獲等をした対象鳥獸の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

第四条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「第五項から」を「第六項から」に、「第五項後段」を「第六項後段」に、「第七項」を「第八項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項前段」を「第六項前段」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市町村は、その区域内における鳥獣による農
林水産業等に係る被害の状況を勘案し、被害防
止施策を効果的かつ効率的に実施するため必要
があると認めるときは、第二項第九号の事項
に、鳥獣被害対策実施隊の設置に関する事項を
記載しなければならない。

第六条第一項中「第四条第八項後段(同条第九
項を「第四条第九項後段(同条第十項」に改め、同
条第三項中「第四条第九項を「第四条第十項」に、
「同条第八項後段」を「同条第九項後段」に改める。
第七条中「第四条第十項」を「第四条第十一項」に
改める。

第七条の二の次に次の一条を加える。
(指定管理鳥獣捕獲等事業との連携)

第七条の三 被害防止計画が定められている市町
村の区域において指定管理鳥獣捕獲等事業(鳥
獣保護管理法第七条の二第二項第五号に規定す
る指定管理鳥獣捕獲等事業をいう。)が実施され
る場合には、当該市町村及びその区域内におい
て被害防止計画に基づく被害防止施策の実施に
携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲等事業を
実施する都道府県等(鳥獣保護管理法第十四条
の二第八項に規定する都道府県等をいう。)及び
その実施に携わる者は、当該被害防止施策が円
滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を
図りながら協力するよう努めなければならない。
い。

第九条に次の一項を加える。

8 国及び都道府県は、被害防止計画に基づく被
害防止施策の実施体制の整備を促進するため、
鳥獣被害対策実施隊の設置、その機能の強化そ
の他の市町村が行う鳥獣被害対策実施隊に関す
る措置について、必要な支援に努めるものとす
る。

第十条の見出し中「及び食品としての利用等」を
削り、同条中「及び食品としての利用等その有効
な利用」及び「有効な利用方法の開発、食品とし

ての利用に係る技術の普及、加工品の流通の円滑
化」を削る。

第十条の二を第十条の三とし、第十条の次に次
の一条を加える。

(捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等)
第十条の二 国及び地方公共団体は、被害防止計
画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品として
の利用等その有効な利用における安全性を確保
するため、当該対象鳥獣の食品等としての安全
性に関する情報の収集、整理、分析及び提供に
努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づ
き捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等
その有効な利用の促進を図るため、必要な施設
の整備充実、食品としての利用に適した方法に
よる捕獲等に関する情報の提供、食品としての
利用に係る技術の普及、食品としての利用等そ
の有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組
等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他
の必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、国、地方公共団体、事業者、民間の団
体その他の関係者が相互に連携を図りながら協
力することにより、被害防止計画に基づき捕獲
等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有
効な利用を図られることに鑑み、これらの者の
間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとす
る。

第十四条中「及び技術開発」を「の推進、捕獲等
の技術の高度化等のための技術開発」に改める。
第十五条中「捕獲等」の下に「(食品としての利用
等に適した方法によるものを含む。)」を、「行う
者」の下に、「捕獲等をした鳥獣の食品としての利
用等について専門的な知識経験を有する者」を加
える。

第十六条の二第一項中「第十条及び」を削り、
「前条」を「第十六条」に改め、「含む」の下に、第
二十一条において同じ」を加え、同条を第十六条
の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(表彰)

第十六条の二 国及び地方公共団体は、被害防止
施策(第十三条から第十五条までの措置を含
む。)の実施に関し顕著な功績があると認められ
る者に対し、表彰を行うよう努めるものとす
る。

第十七条に次の一項を加える。

2 国及び地方公共団体は、前項の措置を講ずる
に当たっては、捕獲等をした対象鳥獣の食品と
しての利用等その有効な利用の促進を図られる
よう、その利用が自然の恩恵の上に成り立つも
のであり、かつ、被害防止施策の実施に携わる
者その他の関係者の様々な活動に支えられてい
ることについて、国民の理解を深めるよう配慮
するものとする。

第十七条の次に次の一条を加える。

(危害の発生防止)

第十七条の二 国及び地方公共団体は、鳥獣によ
る農林水産業等に係る被害を防止するための取
組において、国民の生命又は身体に対する危害
が発生することを防止するため、安全の確保に
関する知識の普及その他の必要な措置を講ずる
よう努めなければならない。

本則に次の一条を加える。

(鳥獣被害対策推進会議)

第二十一条 政府は、関係行政機関(農林水産
省、環境省その他の関係行政機関をいう。)相互
の調整を行うことにより、被害防止施策の総合
的、一体的かつ効果的な推進を図るため、鳥獣
被害対策推進会議を設けるものとする。
附則第三條第二項中「平成二十八年十二月三日」
を「平成三十三年十二月三日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に存するこの法律によ
る改正前の鳥獣による農林水産業等に係る被害

の防止のための特別措置に関する法律第四条第
一項の規定に基づく被害防止計画は、この法律
による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る
被害の防止のための特別措置に関する法律第四
条第一項の規定に基づく被害防止計画が定めら
れるまでの間、同項の規定に基づく被害防止計
画とみなす。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止
のための特別措置に関する法律の一部を改
正する法律案(参議院提出)に関する報告書
議案の目的及び要旨

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害
の防止に関する施策の効果的な推進に資するた
め、所要の措置を講じようとするものであり、
その主な内容は次のとおりである。

1 被害防止計画の記載事項の追加

(一) 被害防止計画に定める事項に、捕獲等を
した対象鳥獣の食品としての利用等その有
効な利用に関する事項を加えること。

(二) 市町村は、その区域内における鳥獣によ
る農林水産業等に係る被害の状況を勘案
し、被害防止施策を効果的かつ効率的に実
施するため必要があると認めるときは、被
害防止計画に、鳥獣被害対策実施隊の設置
に関する事項を記載しなければならないこと
と。

2 指定管理鳥獣捕獲等事業との連携

被害防止計画が定められている市町村の区
域においては指定管理鳥獣捕獲等事業が実施さ
れる場合には、当該市町村及びその区域内に
おいて被害防止計画に基づく被害防止施策の
実施に携わる者並びに当該指定管理鳥獣捕獲
等事業を実施する都道府県等及びその実施に
携わる者は、当該被害防止施策が円滑かつ効
果的に実施されるよう、相互に連携を図りな
がら協力するよう努めなければならないこと
と。

3 鳥獣被害対策実施部隊の設置等についての支援

国及び都道府県は、鳥獣被害対策実施部隊の設置、その機能の強化その他の市町村が行う鳥獣被害対策実施部隊に関する措置について、必要な支援に努めるものとする。

4 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等

国及び地方公共団体は、被害防止計画に基づき捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用の促進を図るため、必要な施設の整備充実、食品としての利用に適した方法による捕獲等に関する情報の提供、食品としての利用に係る技術の普及、食品としての利用等その有効な利用に係る開発又は需要の開拓の取組等に対する支援、加工品の流通の円滑化その他の必要な措置を講ずるものとする。

5 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除期限の延長

特定鳥獣被害対策実施隊員以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る銃銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を五年延長し、平成三十三年十二月三日までとすること。

6 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成二十八年十一月二十二日

衆議院議長 大島 理森殿
農林水産委員長 北村 茂男

〔別紙〕

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等については、鳥獣被害対策実施隊により実施されることとなるよう、その設置数の増加を図るとともに、狩猟者の鳥獣被害対策実施隊員への移行・加入を促進すること等を通じ、銃銃等による捕獲等を行う隊員数の増加を図るために必要な措置を講ずること。

二 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく技能講習の免除措置が平成二十四年改正により設けられた際の検討の経緯等を十分に踏まえ、当該免除措置を受ける者に対しては、事故防止のための指導を適切に実施するとともに、銃銃の操作及び射撃の技能向上並びに安全確保が図られるよう必要な措置を講ずること。

三 効果的な被害防止活動の実施及び正確な捕獲数の把握による個体数管理を進めるため、捕獲事業の実施に当たって、当該事業の厳格な運用を行うよう、地方公共団体に対し適切に指導・助言を行うこと。

四 対象鳥獣の捕獲等に要する費用に対する財政上の措置については、その適正な支出が確保されるよう万全を期すること。

五 捕獲等をした鳥獣についての有効な利用を促進するため、食肉としての活用のほか、ペットフード、飼料、皮革製品、漢方薬等の多様な活用の在り方を検討し、その促進のために必要な措置を講ずること。

六 捕獲等をした鳥獣について食肉としての流通及び消費を拡大する観点から、当該食肉の安全性その他必要な情報の表示に関する施策について検討すること。

七 被害防止施策と指定管理鳥獣捕獲等事業との連携に係る施策を講ずるに当たっては、地域において活動する狩猟者団体その他関係者間の都道府県による調整機能が一層強化されるよう、都道府県に対し積極的な指導を行うこと。

八 鳥獣の生息状況及び生息環境等に関する科学的な調査に基づく鳥獣の個体数等の適確な把握のための取組を促進し、その調査結果を被害防止対策に活用できるようにすること。

九 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害によって鳥獣の捕獲等又は捕獲等をした鳥獣の利用が困難となっている地域があることに鑑み、関係行政機関が連携して必要な施策を着実に実施すること。

右決議する。

発行所 東京一〇五八四四五
二番五号 虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電話 03 (3587) 4294
定 価 本号 一部
本 体 一 一八円
一 一〇円

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可